

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
44	生活文化局	個人情報の管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-イ 2-エ	消費生活総合センターが締結している「視覚障害者向け消費生活情報「東京くらしねっと」(録音CD版)の作成及び配布委託(単価契約)」を見たところ、次のような適切でない事例が認められた。 ア 録音CD版の配布先リストは、受託者が自ら保有する個人情報に、センターが受託者へ提供した個人情報を加えて作成している。 イ 仕様書では、業務終了後、センターが提供した個人情報が記載・記録された資料等について速やかにセンターへ返還することとされているが、返還されていない。また、配布先リストに記載された個人情報については、廃棄又は消去した結果を書面でセンターへ報告することとされているが、廃棄された記録媒体ごとの情報・数量・消去方法・消去日等の報告がなされていない。 しかしながら、受託者の保有個人情報をを用いることの承諾を個人から受けることについて、仕様書に規定されていない。	ア 平成28年度契約から、受託者が保有する個人情報を録音CD版の配布先情報として用いることについて、個人の承諾を得るよう仕様書に記載した。【2-イ】 イ 個人情報の返還等については、①センターが提供した個人情報の資料等の消去を確認することで返還に代えることとし、平成27年度委託契約においては、平成28年3月30日に受託者から適切な記録処分報告を受けるとともに、担当者が個人情報の消去を確認した。 また、②配布先リストの個人情報の消去報告については、平成28年3月30日に、廃棄された記録媒体の情報・数量・消去方法・消去日等の項目を定めた新たな様式により報告があり、担当者が現地に出向き消去したことを確認した。【1-エ】 平成28年度委託契約についても、個人情報の消去及び報告等を確実にを行うよう受託者に指示している。 再発防止の取組については、平成28年7月1日、センター内事務担当者会議を開催し、個人情報を取扱う委託契約事務を行う際は、局保有個人情報の安全管理基準等に基づいた事務を行うよう周知徹底した。【2-エ】 今後は、業務終了後の個人情報の取扱いに係る履行確認については、事業担当及び検査員によるチェックをより確実にを行うよう徹底し、再発防止を図った。
45	生活文化局	育英資金の返還金回収業務を適正に行うべきもの	1-ウ	2-エ	私学部は、平成16年度までに東京都が貸付を行った育英資金の返還金回収業務を行っている。 返還を遅滞した者のうち、訴訟上の和解等が成立している者については、和解等で定めた残元金の支払いが完了していないことから、すでに納付期限が到来している遅延損害金の歳入調定を東京都会計事務規則に基づいて行っており、当該遅延損害金を収入未済として管理していないことは適正でない。 和解等が成立した借受者のうち、遅延損害金の納付期限が到来しているにもかかわらず歳入調定を行っていない者については、いずれも平成28年4月28日に歳入調定を行い、各借受者宛てに納入通知書を送付した。【1-ウ】 再発防止の取組については、平成28年4月21日に担当者会議を開催し、今後、遅延損害金が発生した場合は、速やかに歳入調定を行い、支払いが遅延した場合は収入未済として管理するなど、適切な債権管理を行うよう部内担当者に周知徹底した。【2-エ】	和解等が成立した借受者のうち、遅延損害金の納付期限が到来しているにもかかわらず歳入調定を行っていない者については、いずれも平成28年4月28日に歳入調定を行い、各借受者宛てに納入通知書を送付した。【1-ウ】 再発防止の取組については、平成28年4月21日に担当者会議を開催し、今後、遅延損害金が発生した場合は、速やかに歳入調定を行い、支払いが遅延した場合は収入未済として管理するなど、適切な債権管理を行うよう部内担当者に周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
46	生活文化局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	2-イ	—	消費生活総合センターでは、電話相談等の取次及び土曜日相談に伴う警備受付業務に関する委託契約を締結している。 ところで、業務委託契約の仕様書において、所要人員を指定することは、職業安定法に抵触することから、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当たりの単価等を表示しないこととされている。 しかしながら、センターは、当該契約の仕様書において所要人員を指定しており、適正でない。	平成28年7月1日のセンター内事務担当者会議において、仕様書に所要人員を表示しないとされた財務局経理部長通知を添付するよう事務担当者に周知徹底した。これにより、事案決定の協議の際に複数によるチェックができる体制とした。 なお、平成28年度の電話相談等の取次及び土曜日相談に伴う警備受付業務に関する委託契約については、所要人員を削除し締結した。【2-イ】
47	生活文化局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	2-エ	2-ウ	総務部において、「CMSサーバ等の借入れ(長期継続契約)」に係る契約目途額の積算内訳を見たところ、本来リース物件価格に含まるべきでない保守料を含めた金額にリース料率を乗じて月額リース料を算出していることが認められた。 このため、借入期間全体で、積算額約33万円(監査事務局試算)が過大となっている。	平成28年4月1日付事務連絡において、企画計課長から積算事務担当者に対し、リース契約の積算を適切に行う旨周知を行った。また、併せて事案決定の協議先である局のシステム担当及び用度担当に対して周知を行い、積算内容について、複数でチェックを行うこととした。【2-エ、2-ウ】
48	オリンピック・パラリンピック準備局 (オーエンス・セントラル・都水協グループ)	東京辰巳国際水泳場の個人情報管理を適正に行うべきもの	1-エ	2-エ	指定管理者の個人情報保護の状況を見たところ、基本協定において、指定管理者が作成し、又は取得した個人情報は、都の保有個人情報であるとしているものの、指定管理者が作成した水泳教室への入会のWeb申込画面を開くと、指定管理者の構成団体のセキュリティーポリシーが表示され、同団体の個人情報として取り扱い、同団体のために利用できるということが告知されている。 また、部は、このような状況を十分に把握しておらず、指定管理者に適切な指導を行っていない。	東京辰巳国際水泳場のホームページにおいて指定管理者の構成団体(セントラル)のセキュリティーポリシーを平成28年8月29日に削除し、指定管理者のセキュリティーポリシーを掲載した。【1-エ】 また、都の保有個人情報の取扱い等に関して、指定管理者に対する指導を適切に行うため、定期的に開催しているスポーツ推進部施設管理担当ラインの打合せにおいて、研修を行い周知徹底した。【2-エ】
49	オリンピック・パラリンピック準備局	都の保有個人情報取扱事務について届出を行うべきもの	1-エ	2-エ	スポーツ推進部は、指定管理者制度を導入している所管スポーツ施設について、基本協定により、指定管理業務において取り扱う個人情報は全て都の保有個人情報であるとしている。 ところで、部は、その取り扱う都の保有個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき届出を行わなければならないが、これを行っていない。	東京都個人情報の保護に関する条例第5条により、平成28年8月30日に届出を行った。【1-エ】 また、都の保有個人情報の定義や取扱い、届出等に関して、定期的に開催しているスポーツ推進部施設管理担当ラインの打合せにおいて、研修を行い周知徹底するなど、保有個人情報の届出を確実にするための方策を実施した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
50	都市整備局	建物等調査委託契約に係る仕様書の記載事項について検討すべきもの	2-イ	—	局は、土地区画整理事業、道路整備事業等により移転を要する建物等の調査については、各市街地整備事務所において委託契約により実施している。 これらの契約について見たところ、個人情報管理について、標準仕様書の定めに加え、他の事項を特記仕様書に記載している契約が、5件認められた。これは、同様の契約であるにもかかわらず、個人情報管理に係る仕様書の記載事項が異なっている状況であり、適切でない。 部は、個人情報管理に関して、当該契約の趣旨、目的に応じた必要事項の精査を行い、標準仕様書の記載事項の検討を行う必要がある。	部は、個人情報管理に関して、契約の趣旨、目的に応じた必要事項の精査を行うとともに仕様書記載事項を検討し、平成28年7月21日付で記載事項について各市街地整備事務所宛通知した。【2-イ】
51	都市整備局	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	2-エ	—	西部住宅建設事務所は、都営野毛一丁目団地ほか1団地埋蔵文化財調査委託契約の受託者に、一般廃棄物である発生材の運搬及び処分を行わせている。 しかしながら、所は、一般廃棄物運搬及び処分の許可を受けていない本契約の受託者に廃棄物の運搬・処分を行わせており、適正でない。	所は、環境局多摩環境事務所と打ち合わせ(平成28年5月20日、6月3日、6月21日の計3回)を行い、同様の案件における適切な処理方法について確認した。また、「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習会」(環境局、平成28年8月10日)に7名の職員を参加させたほか、課内会議でも情報提供し、廃棄物処理に関する周知徹底を図った。 また、総務部は、平成28年9月27日開催の局技術情報連絡会において、各部工事関係課長を対象に情報提供を行い、廃棄物処理に関する周知徹底を図った。【2-エ】
52	都市整備局	調査委託契約を適正に行うべきもの	2-エ	—	住宅政策推進部は、平成28年度に予定している東京都住宅マスタープラン策定のための基礎資料の作成、資料収集等を行うための調査委託契約を締結している。 当該契約における成果品を確認したところ、 ① 当該委託契約完了後の平成28年1月に民間調査会社が実施した調査内容が含まれている ② 修正すべき箇所が見え消しの状態で残っている ③ 協議記録と成果品の内容が相違している という状況が認められた。 部は、調査委託契約を適正に行われた。	平成28年9月12日に住宅政策推進部の部課長会において、調査委託等の適正な履行を確保するため、今回の事案について報告した。 また、①契約の進捗状況の管理を徹底し、委託業務を履行期限までに終了することができない場合には契約期間の変更等の手続きを適正に行うこと、②仕様書に定めた業務の実施状況の確認を徹底するとともに完了後検査を適正に行うことを本会議において確認し、再発防止を図った。 これを受けて各課は、改めて課内の連絡会等により全職員に周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
53	環境局	廃棄物を適正な区分で処理すべきもの	2-イ	2-ウ 2-エ	廃棄物処理法施行令によれば、自然環境部が「平成27年度カラス捕獲トラップの収集運搬処分委託」で処分した木くずは、解体等を伴わないため産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物として処理すべきである。	平成28年度の契約では、仕様の見直しを行い、当該廃棄物については解体と一体的に産業廃棄物として処分することとした。【2-イ】 廃棄物の処理が必要となる契約について疑義がある場合、資源循環推進部に確認することとした。【2-ウ】 局の庶務担当課長会にて上記の件について確認した。(平成28年8月30日)【2-エ】
54	環境局	局の施策を踏まえて仕様書を作成すべきもの	2-イ	2-エ	局は、環境に配慮した物品及び役務の調達をより一層推進することを目的として、東京都グリーン購入ガイドを策定している。 また、優良な産業廃棄物処理業者の育成と産業廃棄物の適正処理の推進などを目的とした、優良性基準適合認定制度(産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル認定制度)を推進している。 ところで、ガイドの中では、産業廃棄物処理委託契約について、受託者の要件として仕様書に「認定制度の認定を受けた業者であること」と記載するよう求めているが、部は、「平成27年度カラス捕獲トラップの収集運搬処分委託」契約の仕様書に当該要件を記載していない。 ガイド及び認定制度は環境局の施策であることから、環境局の部署が、これらを積極的に活用していないことは適切でない。	平成28年度の契約では、産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナルの認定を受けた業者を活用するため、仕様書にガイドで求める水準について表記した。【2-イ】 東京都グリーン購入ガイドの率先利用について通知を行い、局内周知を図った。(平成28年8月30日)【2-エ】
55	環境局	廃棄物の処理について受託者を適切に指導すべきもの	2-ウ	2-エ	多摩環境事務所は、所管する7箇所の園地の清掃業務等を委託している。 本件の廃棄物処理について見たところ、全ての園地の廃棄物を網代園地に集積した上で、網代園地が所在するあきる野市の行うごみ収集によって処理していることが認められた。 ところで、本件の対象園地のうち網代園地など6箇所の所在地はあきる野市内であるが、今熊山園地の所在地は八王子市内である。あきる野市が収集した一般廃棄物を処理している西秋川衛生組合では、組合構成市町村で排出された廃棄物以外は受け入れないとしているにもかかわらず、今熊山園地で発生した一般廃棄物をあきる野市に処理を依頼することは適切でない。	平成28年度準備契約案件については、平成28年4月27日の係会議において、全案件の監督員に対して適正に処理するため、指導・説明している。 平成28年度の契約では、今熊山園地で発生した一般廃棄物は、八王子市で処理させることとした。【2-ウ】 今後発注を予定している案件について、平成28年5月25日の係会議で廃棄物を適正に処理するよう、周知徹底した。 廃棄物処理について疑義がある場合、資源循環推進部に確認することについて、局の庶務担当課長会にて確認した。(平成28年8月30日)【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
56	環境局	大気環境常時監視測定局保守管理委託の完了確認を適正に行うべきもの	2-エ	—	環境改善部は、都内各所に大気状況の観測局を設け観測機器を設置しており、これらの機器の保守点検委託を行っている。 契約では、各観測局の大気観測機器を毎月点検するほか、大気汚染物質濃度の測定値を収集し、結果報告書を当該報告月の翌月15日までに提出するよう仕様書に定めている。 ところで、部が行っている毎月の完了確認について見たところ、報告書提出前の毎月末日に完了確認が行われていることが認められた。	委託契約の仕様に沿って完了確認がなされるよう、部内のダブルチェックを行うことを改めて確認した。 局の庶務担当課長会にて、契約等の事務について周知を図った。(平成28年8月30日)【2-エ】 平成28年度の当該契約においては、完了確認を適正に行っている。
57	環境局	印刷物作成に係る単価の積算を適切に行うべきもの	2-エ	—	環境改善部は、「第一種特定製品の管理者点検マニュアル」を3回の契約で作成しており、それぞれの単価の積算について見たところ、以下のとおりであった。 ① 第2回は、文章の修正以外は第1回とほぼ同一の仕様で作成したものであり、また印刷部数も4倍以上であることから、積算は、第1回の予定単価より低い単価で設定されるべきである。 ② 第3回は、第2回と同一印刷物の作成であり、第2回契約と同一業者との随意契約(単数見積)であるにもかかわらず、予定単価が2倍以上で設定されていることは適切でない。	平成28年度における同マニュアルの印刷契約では、業者の参考見積単価及び平成27年度と同じ部数を印刷した際の契約実績単価を考慮し、契約予定価格を設定した。 局の庶務担当課長会にて契約等の事務の徹底について周知を図った。(平成28年8月30日)【2-エ】
58	環境局	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	2-エ	—	自然環境部は、印刷請負契約2件について、それぞれ予定価格が30万円未満であるとして、単数見積による随意契約としているが、これらの契約は同時期に行われたものであり、まとめて1件の契約とすれば予定価格が30万円以上となり、2人以上の者から見積書を徴することで競争性を確保できる。	随意契約で印刷物を発注する場合、仕様内容や納品時期などの調整が可能なものについては、契約を1本にまとめるなど競争性の確保に努め、契約手続を適切に行うよう部内に周知を図った。(平成28年5月2日実施) 局の庶務担当課長会にて契約等の事務の徹底について周知を図った。(平成28年8月30日)【2-エ】
59	環境局	概算払に係る事務を適切に行うべきもの	2-エ	—	資源循環推進部では、埋立処分場の作業及び管理等を公益財団法人東京都環境公社に包括的に委託している。また、廃棄物物理管理事務所では、当該契約の履行確認、支払、精算等の事務を行っている。 ところで、当該契約では、仕様書に「四半期ごとの始期時点に受託者の請求書による請求を受けて、概算払により当該四半期に必要な額の委託料を支払うものとする。」と定められているが、所は、仕様書の定めよりも遅れて概算払を行っている。	平成28年度の当該契約に係る概算払については、第1四半期分を平成28年5月24日に、第2四半期分を同年7月22日に行った。 今後も受託者である環境公社に対し、四半期毎の請求書を早期に提出するよう指示し、遅滞なく適切に当該四半期分の概算払を行う。 局の庶務担当課長会にて、概算払に係る処理について適正に処理する旨の周知を図った。(平成28年8月30日)【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
60	福祉保健局	特定個人情報の取扱いを適切に行うべきもの	2-エ	1-エ	特定個人情報については、福祉保健局特定個人情報等安全管理基準において、事務の遂行上必要な場合を除き複製してはならないとしている。 ところで、杉並児童相談所において、事務の遂行上必要でないにも関わらず、特定個人情報等を複製している事例が見受けられた。	指摘のあった複製書類については、直ちにシュレッダーにより廃棄を行った。【1-エ】 平成28年6月15日の所内研修及び同年7月12日付各事業所庶務担当課長代理宛てのメールにて、下記のとおり、再発防止のための周知徹底を行った。【2-エ】 ・特定個人情報等安全管理基準に基づき、特定個人情報については、事務の遂行上必要な場合のみ複製を行い、特定個人情報管理簿において管理を徹底すること。
61	福祉保健局	委託契約の必要性を十分に検討すべきもの	2-エ	—	板橋看護専門学校では、学生に時刻を知らせるため、年間プログラムタイムにより、あらかじめ設定した時刻にチャイム等が鳴るよう設定を行っており、このチャイム等の設定変更を委託契約により行った。 ところで、設定変更は、付属の取扱説明書を読めば対応でき、それでも、対応が難しい場合は、メーカーのアフターサービス窓口へ連絡し電話で指示を受けながら作業することで、職員によって、無料で行うことができること認められた。 しかしながら、学校は、これを委託契約により行っており適切ではない。この結果、委託契約の代金86,400円が不経済支出となっている。	平成28年6月20日に開催した都立看護専門学校校長会において、指摘内容について説明し、委託契約を締結する際は、作業内容を十分に確認した上で委託契約の必要性を判断し、委託契約を締結するよう周知した。【2-エ】
62	福祉保健局	樹木管理育成作業委託等を入札により行うべきもの	2-イ	2-エ	中部総合精神保健福祉センターにおける樹木管理育成作業委託等の状況について見たところ、センターでは、構内樹木の育成の支障となるような枝等の剪定、樹木の伐採、建物外周等の除草作業、病害虫が発生した場合の樹木消毒等を、それぞれの作業ごとに委託契約していることが認められた。 しかしながら、本件は、①構内樹木管理育成作業について、年度当初にいつ、どの樹木を剪定するかを計画立て、それをもとに行うことが可能であること、②除草清掃作業について、構内樹木管理育成作業と同じ業者でも行うことが可能であることから、複数の随意契約を取りまとめて競争入札とし、競争性を確保することができた案件であり、分割して随意契約としていたことは適正ではない。	平成28年度から構内樹木管理育成作業についての年間計画を立て、集約が可能なものを「構内樹木等管理委託」として除草清掃作業とまとめて契約を行った。【2-イ】 【平成28年度契約】 予定価格 918,805円 契約金額 898,560円 また、平成28年8月1日に開催した契約担当者会議において、監査指摘事項及び集約可能な随意契約をとりまとめて競争入札とすることについて、周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要	
			◎	○			
63	福祉保健局	マニフェストを適正に交付し、処理数量の確認を適切に行うべきもの	2	エ	—	医療政策部は、建て替えられた荏原看護専門学校の旧校舎に残存していた什器等について、契約により、処理を委託している。 ところで、本件の仕様書では、廃棄物の搬出ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すると定められているが、交付されたすべてのマニフェストを見たところ、複数回の搬出分をまとめて1件としているものが18件あり適正でない。 また、廃棄物処理法によれば、マニフェストは委託者が作成して受託者に交付すべきところ、すべてが受託者によって作成されており、また、すべてにおいて交付担当者氏名の記入及び押印がないことから、部が処理数量を確認したか否かが不明である。	平成28年9月15日に各課の監査担当者を通じ部内周知を行った。今後の廃棄物処理においては、仕様書に従い廃棄物の搬出ごとにマニフェストを発行するとともに、数量管理を適切に行うなど、再発防止に努めるよう周知徹底した。【2-エ】
64	福祉保健局	不用品の処分にあたって再資源化に努めるべきもの	2	エ	—	監察医務院及び中部総合精神保健福祉センターにおいては、委託契約により不用となった什器等を処分しているが、監察医務院ではパソコンが、センターでは複数の小型家電製品が、それぞれ処分品目に含まれており、これらは他の産業廃棄物と同様に処分されていることが認められた。 両所は、不用品の処分にあたって再資源化に努められたい。	監察医務院では平成28年6月6日に院内課長代理会議を、中部総合精神保健福祉センターでは同年8月1日に契約担当者会議を開催し、今後不用となった小型家電製品等を処分する際には、関係法令の趣旨に基づき再資源化に努めるよう周知徹底した。【2-エ】
65	福祉保健局	適正な区分で処分すべきもの	2	エ	—	府中看護専門学校は、契約により不用品を処分しているが、処分品目に木くずとして木製の松葉づえが含まれており、産業廃棄物として処分されている。 しかしながら、廃棄物処理法施行令によれば、官公庁から排出される木くずは産業廃棄物には該当しないため、一般廃棄物として処理すべきである。	平成28年6月20日に開催した都立看護専門学校校長会において、指摘内容について説明し、不用品を廃棄する際は、関係法令等の確認を徹底し、適切な区分で処分するように周知した。【2-エ】
66	福祉保健局	契約事務を適切に行うべきもの	2	エ	—	府中療育センターが実施した修繕工事において、修理の完了を確認したとして発生材処分費を含めた契約金額を支払っているが、受託者が発生材を適正に処分したことを示す書面を添付していないことは、適切でない。	平成28年7月12日、事務室用度担当において、契約担当者打ち合わせを開催し、修繕工事等における発生材の適正な処分について、書面による確認を適切に行うよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要	
			◎	○			
67	福祉保健局	積算における郵送経費の消費税を適切に計算すべきもの	2	エ	—	高齢社会対策部が契約したアンケート調査委託について、契約の予定価格の積算における郵送経費を確認したところ、日本郵便株式会社の料金表価格から算出した金額に消費税率を乗じて計算しているが、同料金表価格は税込であるため、消費税が二重に計算されている。その結果合計で23万1111円の過大積算となっており、適切でない。	平成28年度に委託契約にて実施している郵送による別件のアンケート調査（「在宅サービス事業者運営状況調査」）の予定価格の積算にあたっては、郵送経費については消費税を除いた額を計上し、他の経費（消費税を除いた額）と合計した金額に消費税率を乗じて計算した。 平成28年6月13日及び同年9月20日に部内管理職に対し、また、同年10月11日に部内庶務担当課長代理に対し、日本郵便株式会社の料金表価格が税込みであることを改めて確認し、適切に郵送経費を積算するよう周知徹底した。【2-エ】
68	福祉保健局	工事請負契約に係る仕様書等を適切に定めるべきもの	2	エ	—	杉並児童相談所では、工事請負契約を締結している。 ところで、工事の施工確認には、施工完了を確認できる写真や施工管理記録等が必要であるが、所が独自に定めた仕様書では、施工完了の際に提出すべき書類の記載がなかった。	監査指摘事項及び下記の改善策について、平成28年7月12日付各事業所庶務担当課長代理宛てのメールにて、再発防止のための周知徹底を行った。【2-エ】 今後の契約等にあたっては、あらかじめ示されている標準仕様書・特記仕様書の活用、又はこれらに基づき必要な事項を明示する。 また、完了確認にあたっては、工事開始前・施行中・完了時の写真、使用した部品等の内訳等に係る書面を提出させ、完了確認を行うこととする。
69	病院経営本部	外部記録媒体の使用を適正に行うべきもの	1	エ	2-ア 2-エ	駒込病院は、申請により使用を許可する電子カルテ情報の利用に係る外部記録媒体は、認証機能のあるUSBメモリ等とするとされている。 しかしながら、保存情報には患者ID、生年月日などの個人情報が含まれるにもかかわらず、①定めによらずCD-Rを使用している、②データの暗号化又はパスワード設定を行う手順になっていない、③CD-Rの施錠保管状況がわかる管理簿がない、④業務終了後の適正廃棄を確認できる管理簿がないなど、情報の取扱いについて適正でない状況が見受けられた。	指摘に係る問題点については、電子カルテの情報を外部記録媒体に保存する際にはCD-Rの使用を止め、各科配布の認証機能付き外付けハードディスクを使用することとした。また、外付けハードディスクについては管理簿を整備し、従来のCD-Rについては適正に廃棄を行い、それを確認するため廃棄許可申請書管理簿を作成することにより是正、改善した。【1-エ】 再発防止の取組については、指定された外付けハードディスクを使用するよう、平成28年8月1日付けで「駒込病院電子カルテシステムにおけるファイル取り込み・取出し要領」を改正した。【2-ア】 また、同要領と管理方法を電子カルテ掲示板に掲示職員に周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
70	病院経営本部	情報利用手続を適正に行うべきもの	2-ア	2-エ	<p>墨東病院では、学会資料作成等により情報利用の必要が生じた場合は、許可申請により外部記録媒体を使用して、医事課で別の院内サーバーに情報を移し、診療科等での利用を可能にしている。</p> <p>しかしながら、許可申請書を見たところ、①平成27年度申請分(162件)のすべてにおいて承認欄に承認権者である電子カルテシステム管理室長の押印がない、②同様に決定後供覧欄に病院管理職の押印がない、③利用根拠となる各種許可書(写)が添付されていないなど、手続が適正に行われていない状況が見受けられた。</p>	<p>承認欄の押印は、平成28年度分より徹底している。</p> <p>平成28年9月15日に「墨東病院電子カルテ情報マニュアル」を改定し、事務手続きの簡素化により効率化を図った。また、許可申請に係る決裁について責任の範囲を明確化し、権限の分担を図った。【2-ア】</p> <p>さらに、同日に情報システム委員会を開催し、改定した同マニュアルに基づき電子カルテ情報を利用するよう周知徹底を図った。</p> <p>事務の効率化については、許可申請書の審査を所属長に一元化し、各種許可書の添付及び供覧を廃止した。【2-エ】</p> <p>責任の範囲の明確化については、申請に当たって所属長が要件を確認した上で、電子カルテシステム管理室長が承認決定を行うダブルチェックを徹底することにより、個人情報の安全管理体制と内部統制を確保することとした。</p>
71	病院経営本部	私物外部記録媒体の持込禁止に対し指導及び周知の徹底をすべきもの	1-エ	2-エ	<p>サービス推進部は、個人情報等を外部記録媒体に保存せずに、組織的に安全に保存できる環境を整備することを目的として、大容量のファイルサーバを各病院に導入した。</p> <p>しかしながら、神経病院において、ファイルサーバの導入後にもかかわらず、私物外部記録媒体の持込みが認められた。</p> <p>部は、私物外部記録媒体の持込禁止について、各病院に対し指導及び周知の徹底をされたい。</p>	<p>指摘に係る問題点については、平成28年6月30日付28病サ事第214号「私物の外部記録媒体の持込み禁止の徹底について(通知)」にて、私物外部記録媒体の持込みを可能としたことを改め、私物外部記録媒体の持込みと使用を禁止した。</p> <p>また、既存の私物外部記録媒体については、データをファイルサーバに移行し、平成28年10月31日までに使用を停止し、是正、改善した。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組については、平成28年7月29日に開催した平成28年度第1回病院経営本部情報保護及び情報セキュリティ委員会にて、再度周知徹底を各病院の委員に依頼した。【2-エ】</p>
72	病院経営本部	光磁気ディスクを保管庫等に施錠して保管すべきもの	1-エ	2-エ	<p>病院は、診療報酬の請求を行う際に、患者の個人情報が含まれる診療報酬明細書の電子データを、病院内にある端末へ、光磁気ディスク(MO)を用いて入力している。</p> <p>広尾病院においてMOの保管の状態を見たところ、31枚のMOは、個人情報が消去されているものの、施錠されていない状態で病院の端末の横に置かれていた。</p>	<p>指摘に係る問題点については、平成28年5月17日の監査日に指導を受けてすぐ、MOは施錠できる引出しに保管したことにより、是正、改善した。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組については、平成28年5月18日に医事課課長代理会を開催し、MOの正しい保管方法について確認し、適正に情報資産を取扱うよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
73	病院経営本部	ファクシミリによる個人情報の送信手続を適正に行うべきもの	1-エ	2-エ	<p>個人情報をファクシミリで外部に送信することは原則禁止されている。このため、各病院においてファクシミリによる送信を行う場合は、個人情報をマスキング(黒塗)することと、個人情報管理責任者(所属課長)の許可を受けることを原則としている。</p> <p>ところで、墨東病院において送信管理記録簿を見たところ、関係機関宛に検査依頼や診療情報などの個人情報を、マスキングしないでファクシミリにより送信しているにもかかわらず、責任者印欄には担当者印が押印されており、所属課長の押印がなされていない状況が見受けられた。</p>	<p>個人情報をファクシミリで送信する場合は、所属課長の許可を受け、平成28年6月1日から責任者印欄に所属課長の押印を受けるようにした。【1-エ】</p> <p>平成28年5月23日に運用ルールの周知を事務職員全員にメールにて行い、同年6月1日に開催した庶務課・医事課課長代理会において、ファクシミリによる個人情報の送信手続きを適正に行うよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>
74	病院経営本部	単価契約によるワクチン購入の発注を適正に行うべきもの	2-エ	—	<p>都立病院では、院内の感染拡大を予防するため、病院従事職員用として、インフルエンザ、B型肝炎等の予防接種用ワクチンの購入を単価契約により行っているが、発注の実態について見たところ、以下のように不適正な点が認められた。</p> <p>① 書面(発注書)によることなく、発注が行われている事例がある。(広尾病院)</p> <p>② 履行期限は、その遅延により違約金が発生する可能性があるにもかかわらず、明記されていない事例がある。(多摩総合医療センター)</p>	<p>広尾病院では、平成28年5月27日に年度担当係会を開催し、今後は、発注書による発注を行うよう、周知徹底した。</p> <p>多摩総合医療センターでは、単価契約の発注については、平成28年5月30日に年度担当者会を開催し、発注書に履行期限の記入漏れがないように周知を図った。【2-エ】</p>
75	病院経営本部	工事代金の支払いを適正に行うべきもの	2-エ	—	<p>大塚病院は、老朽化した汚水配管の交換工事を行っている。</p> <p>これについて見たところ、契約書類に添付されていたマニフェストの写しによれば、撤去した旧配管の処分は平成27年11月11日に行われている。</p> <p>しかしながら、本件の工期は平成27年7月6日であり、病院は、旧配管の処分が完了していないにもかかわらず、同日に完了検査を行った上で、同月27日に工事代金の支払い手続きを行っており適正でない。</p>	<p>平成28年5月18日に庶務課課長代理会を開催し、今後は、契約期間内に業務を完了し代金の支払いの適正化に取り組んでいくよう、周知徹底を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
76	病院経営本部	設備の修繕契約を効率的に行うべきもの	2-エ	2-エ	大塚病院が締結した設備の修繕契約について見たところ、カートリッジ交換については、定期的に行う必要があることから、年間契約にすることで、契約事務の軽減及び競争契約による効率化を図ることができる。 また、流量計交換については、2台の交換期日は同じ日であり、あらかじめ把握されていることから分割して契約する理由はなく、一本化する事で諸経費などの効率化を図ることができる。	平成28年5月18日に庶務課課長代理会を開催し、今後は、契約方法の見直しや執行状況の管理を徹底し改善に取り組んでいくよう、周知徹底を図った。【2-エ】 また、カートリッジ交換については、平成28年度の契約を年度契約にしたことにより198,720円節減した。【2-エ】
77	病院経営本部	不用品の処分に当たって再資源化に努めるべきもの	2-エ	2-ウ	各病院において排出された不用品の処分について確認したところ、以下のとおりであった。 ① 広尾病院は、修繕工事によって撤去されたエアコンを、他の産業廃棄物と同様に処分している。 ② 大塚病院は、什器等の処分について、各法律の再資源化対象品目が含まれているが、これらを他の産業廃棄物と同様に処分している。 ③ 神経病院は、什器等の処分について、各法律の再資源化対象品目が含まれているが、これらを他の産業廃棄物と同様に処分している。 各病院は、不用品の処分に当たって再資源化に努められた。	3病院は、家電製品等の再資源化に関する法律に基づき不用品を適正に処理することとした。 広尾病院では、平成28年5月20日に廃材等の適正処理検討会を開催し、家庭用エアコンについては品番等を確認し、他の産業廃棄物と混在しないよう所定の場所で一定量保管後に委託によるリサイクル処理を行うこととした。今後、施設担当との連絡を密にし、漏れの無いよう適正処理を行っていく。 大塚病院では、平成28年5月18日に庶務課課長代理会を開催し、小型家電については必ず担当に報告の上、専用置場に持ち込むこととし、担当が適切に管理できるよう改めた。委託契約により再資源化するよう努めていく。 神経病院では、平成28年6月30日に、今年度の不用品廃棄について院内周知を行い、小型家電等、再資源化対象品目は全て再資源化として院内から申込みを受け付け、担当の立会いのもと、専用置場に持ち込むこととした。委託契約により再資源化するよう努めていく。また、同年9月13日の事務局内課長代理会において周知徹底した。【2-エ、2-ウ】
78	病院経営本部	適正な区分で処分すべきもの	2-エ	—	神経病院における不用品の処分品目には、木製の本棚など木製品9点が木くずとして含まれており、すべてが産業廃棄物として処分されているが、廃棄物処理法施行令によれば、官公庁から排出される木くずは産業廃棄物には該当しないため、一般廃棄物として処理すべきである。	平成28年6月30日に、今年度の不用品廃棄についての院内周知を行った。申込書の様式を改正し、今後は、金属やプラスチックは取り外し、100%木くずのみ加工・分解して一般廃棄物として処理することとしていく。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
79	産業労働局	技術者研修会受講料の歳入手続を適正に行うべきもの	2-ア	2-エ	農林水産部が、公益財団法人東京都農林水産振興財団に指定管理業務として実施させている、技術者研修会の受講料の歳入手続について見たところ、財団が技術者研修会の当日に受講者から受講料を徴収して金融機関に収納し、部は財団から研修実施結果が提出された後、歳入調定を行っていることが認められた。 しかしながら、当該歳入は地方自治法施行令の規定による、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入ではないことから、財団に受講料の収納事務を行わせていることは適正ではない。	平成28年7月13日開催の第101回技術者研修会から、局が直接に歳入手続を行うこととするので、適正な歳入手続に改善した。 また、農林水産部は、平成28年8月26日に技術者研修会受講料の歳入手続の手順書を作成した。【2-ア】 なお、事務効率化のため、今後は納入通知書により受講料を事前納付させることを検討している。 さらに、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】
80	産業労働局	職業能力開発センター施設設備使用に伴う実費の調定を適正に行うべきもの	2-エ	—	各職業能力開発センター及びセンターが所管する校は、中小企業や事業主団体等に施設設備を使用させ、実費として、光熱水費のうち電気料相当分を徴収している。 これについて実費の調定を見たところ、次のとおり、直ちに調定が行われていない事例が認められた。 ア 城東職業能力開発センターにおいては、同使用者の複数使用分を最終使用日以後にまとめて調定していることから、最大で4か月の調定の遅れが生じている。 イ 城東職業能力開発センター江戸川校においては、平成27年3月の使用分について、直ちに調定していなかったため、翌年度の平成27年度歳入となっている。	指摘を受けた2所においては、施設設備使用に係る適正な歳入調定の事務処理について、経理担当、施設貸出担当が再確認をし、平成28年7月以後、適正に調定を行っている。 また、雇用就業部においては、平成28年7月15日に開催した事業所長等会議で、類似の歳入に係る事務処理について適正に行うよう周知した。 さらに、局内においては、平成28年9月16日付けで当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】
81	産業労働局	フロン回収に係る行程管理票を適正に交付すべきもの	1-エ	2-エ	島しょ農林水産総合センターは、八丈事業所農林合同庁舎に設置している恒温室用冷凍機の交換等について、契約を締結し、既存の冷凍機からフロンを回収し破壊処理を行うこととしている。 ところで、フロン排出抑制法では、フロン類が充填されている業務用の機器を廃棄する際には、フロン類充填回収業者に行程管理票を交付しなければならないとされているが、受託者の作業の際に機器内のフロン類残量がすでに0であることが判明したため、センターでは行程管理票を交付していない。 しかしながら、フロンを回収できなかった場合でも、受託者を通してフロン類充填回収業者に行程管理票を交付すべきところ、センターはこれを行っておらず適正でない。	センターは、平成28年6月10日付けで受託者に行程管理票を交付した。【1-エ】 また、平成28年7月13日開催の所内事業所長会において、適正な手続を徹底するよう各所属職員に対し周知した。 さらに、平成28年8月26日に発出した文書により、適正な手続及び確実に引継ぎを行うよう、周知徹底を図った。 局においては、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
82	産業労働局	下水道料金に係る減水量申告を行うことを検討すべきもの	1-エ	2-エ	<p>城東職業能力開発センター江戸川校は、クーリングタワー(冷却塔)を屋上に設置している。ところで、下水道条例では、ビルの冷却塔の蒸発水のように、使用する水量と汚水排出量とが著しく異なる場合は、その蒸発によって公共下水道に排水されない水量(減水量)を申告することができ、認定により、下水道料金が軽減されることとなっている。しかしながら、校は、平成10年の新校舎完成時より、減水量を計測するためのメーターを設置しているにもかかわらず、減水量申告を行っていなかった。</p>	<p>所は、下水道料金に係る減水量申告に向けて、平成28年7月15日に東部第二下水道事務所の職員から、減水量を計測する方法についての指導を受けた。 なお、この時点では、減水量が少なかったため、申告の要件を満たしておらず、申告を行うには至らなかった。【1-エ】 また、雇用就業部においては、平成28年7月15日に開催した雇用就業部事業所長等会議で、同様の設備を有する他の事業所でも減水量申告を行うことを検討するよう周知した。 また、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】</p>
83	中央卸売市場	資産外備品の管理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-エ	<p>市場財務規則に定められている資産外備品の管理について見たところ、以下のとおり、合計13件の適正を欠く事例が認められた。 ア 有形固定資産を資産外備品として管理していたもの(1件) イ 資産外備品が過大又は過少に記載されていたもの(5件) ウ 証拠書類に基づかず記帳されていたもの(1件) エ 帳票が作成されていなかったもの(3件) オ 不用品の廃棄に係る経過を記帳していないもの(1件) カ 所属換手続が不適正なもの(1件) キ 一時貸出簿を設けていなかったもの(1件) 市場は、内部統制の観点からも、今後、資産外備品の管理について指導するとともに、適正な対応を取らなければならない。</p>	<p>資産外備品の管理については、適正な資産区分への変更(ア)、帳簿等における記載事項の訂正(イ、オ)、原因調査の実施(ウ)、必要な帳簿の作成(エ)や設置(キ)及び所属換手続の実施(カ)を、平成28年9月30日までにすべて行った。【1-ウ】 再発防止の取組として、管理部は、平成28年9月9日付28中管財第273号「資産外備品の適正な管理の徹底について(通知)」により、各所属に対して資産外備品を適正に管理するよう周知徹底した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
84	中央卸売市場	保証金の確定等を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ	<p>卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場に預託する保証金の額は毎年見直されることから、管理部は、市場保証金の事務処理手続等を毎年各場長に通知している。ところで、淀橋市場の仲卸業者及び関連事業者が平成27年度に預託する保証金に関する事務処理手続を見たところ、通知によれば、 ① 保証金の確定は平成27年4月1日に、 ② 現金による保証金の追加納付は平成27年4月17日までに、 ③ 還付は速やかに、 行うこととなっているにもかかわらず、 ① 保証金の確定を平成27年12月17日に行い、 ② 現金による保証金の追加預託は平成27年12月21日から同月29日までの間に行い、 ③ 還付に至っては未処理のままに、 なっていることは適正でない。</p>	<p>保証金の還付処理については、平成28年3月2日をもって完了した。【1-ア】 再発防止の取組として、平成28年4月から、毎月、場長及び担当の課長代理が保証金整理簿等の自己点検を実施することとした。【2-ウ】</p>
85	中央卸売市場	保証金の追加納付及び還付を適正に行うべきもの	2-ウ	—	<p>淀橋市場の仲卸業者及び関連事業者が平成27年度に追加預託し、又は還付を受ける保証金の額の算定について見たところ、平成27年度の確定額から平成25年度の預託額を差し引いた額となっていることが認められた。 これは、場が、平成26年度における保証金の額の確定、追加預託、還付その他保証金に関する事務処理を行っていなかったことによるものである。 その結果、平成26年度においては保証金の預託額が不足したまま、仲卸業者及び関連事業者に営業させていたこととなり、適正でない。</p>	<p>再発防止の取組として、平成28年4月から、毎月、場長及び担当の課長代理が保証金整理簿等の自己点検を実施することとした。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
86	中央卸売市場	督促対象となる債権を漏れなく報告すべきもの	1-エ	2-ウ	<p>管理部は、納期限までに納付されなかった債権を各市場に提示して、各市場に、督促状発送日までに納付されたことが確認できたものを除いた督促すべき債権を報告させている。</p> <p>ところで、平成27年12月までに部が行った督促について見たところ、</p> <p>① 築地市場は、納入者1名について、納付すべき市場使用料及び光熱水費を、誤って督促の対象から除外して部に報告していた。</p> <p>② 北足立市場は、納入者1名について、納付すべき市場使用料を、今後の支払計画の策定を促す文書を発送しているものの、部に当該債権を督促の対象から除いて報告していた。</p> <p>ことにより、督促が行われなかったことは適正でない。</p>	<p>築地市場においては平成28年8月22日付けで、北足立市場においては平成28年8月19日付けで、督促が行われていなかった債権を部に報告するとともに、督促状等の発送依頼を行った。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、各市場ともに平成28年4月から、督促対象から除外する債権についても、督促状発送除外連絡票を作成して部に報告することとした。【2-ウ】</p>
87	中央卸売市場	督促の事実を証明する文書を適正に保管すべきもの	2-ア	-	<p>文書管理規則では、時効が完成する間証拠として保存する必要がある文書等については、当該時効の期間を考慮してその保存期間の種別を定めるものとしている。</p> <p>しかしながら、部においては、使用料等の決定文書の保存期間が一律5年となっているため、時効期間が10年である私債権や債務承認により時効が中断された債権などについて、督促の事実を証明する文書が債権回収前に廃棄されているものがあり、適正でない。</p>	<p>再発防止の取組として、督促の事実を証明する文書の保存年限については、平成28年4月1日付けで常用後3年(注)に変更した。【2-ア】</p> <p>(注) 対象となる債権が消滅した翌年度から3年保存</p>
88	中央卸売市場	会計処理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-エ	<p>管理部は、防災備品として平成26年度に各市場へ配備したAED12台(1台当たり契約予定価格:28万円、1台当たり購入価格:8万8,500円)の購入費用を、備品購入費から支出した。</p> <p>その後、1台当たりの購入価格が10万円を下回っていることから、部は、平成27年3月23日付けで、AED購入費用を備消耗品費に科目更正した。</p> <p>しかしながら、市場は、資産の区分について「購入価格が10万円未満のものであっても、契約予定価格が10万円以上で、市場資本的支出(備品購入費)で購入したものは固定資産となる。」と定めていることから、部がAED購入費用を備品購入費から備消耗品費に科目更正したことは適正でない。</p>	<p>備消耗品費で処理していたAEDは、管理部で資産外備品から固定資産へ区分変更し、平成28年8月22日付けで過年度分の減価償却を実施するとともに、固定資産台帳の追加計上を行った。</p> <p>また、各市場で管理している資産外備品台帳については、各市場へ修正を指示するとともに、これらが適正に修正されていることを確認した。【1-ウ】</p> <p>再発防止の取組として、管理部の担当部署で、資産外備品の取扱いについて再確認を行うとともに、平成28年8月22日付けで「資産外物品の範囲及びその取扱について」(平成12年4月1日)を各市場に通知し、周知を徹底した。【2-エ】</p>
89	中央卸売市場	市場用地の使用許可を適正に行うべきもの	1-イ	2-エ	<p>大田市場が市場条例に基づき行っている市場用地の使用許可の状況について見たところ、郵便差出箱(ポスト)、バス停留所表示板、コンビニエンスストアのぼり旗の設置について、使用許可の手続を行わずに、各使用者に市場用地を使用させている事例が認められた。</p>	<p>郵便差出箱(ポスト)については、平成28年4月1日より使用許可の手続を行った。</p> <p>バス停留所表示板については、都バス停は平成28年9月1日より、京急バス停は同年10月1日より使用許可(使用料免除)の手続を行った。</p> <p>コンビニエンスストアのぼり旗については、監査指摘後すぐ平成28年1月26日に撤去させた。【1-イ】</p> <p>再発防止の取組として、平成28年9月27日の場内会議において、市場条例及び規則に基づき、無断で使用・占有することがないように場内関係者に周知した。【2-エ】</p>
90	中央卸売市場	庁舎管理について適正な対応を取るべきもの	1-イ	2-エ	<p>北足立市場は、場内で使用する鍵を5つの鍵箱で管理している。このうち、3つの鍵箱については、施錠管理しているものの、予備の鍵を保管している2つの鍵箱については、錠の部分が壊れており、施錠できない状況となっていることが認められた。</p> <p>このことから、鍵箱に保管されている予備の施設管理用の鍵はいつでも、誰でも取り出せる状態であり、庁舎の保安管理上、適正でない。</p>	<p>鍵の部分が壊れていた鍵箱については、平成28年4月に文書倉庫に移し、施錠保管管理とした。【1-イ】</p> <p>再発防止の取組として、庁舎の保安管理に関する責務について、改めて職員間で共有化するとともに庁舎管理について適正に行うよう、職員に周知徹底した。【2-エ】</p>
91	中央卸売市場	市場施設が損壊された場合の適切な手続を定めるべきもの	1-エ	2-エ	<p>市場施設が損壊された場合の処理状況を確認したところ、以下のとおり適切でない点が認められた。</p> <p>① 損壊の原因者が判明している場合 原因者から念書を徴取しているが、念書とは異なる内容で修復処理を行っている。</p> <p>② 損壊の原因者が判明していない場合 損壊状況、修復状況、修復費用その他修復に関する記録を、市場施設の損壊に起因するものとして整理していないため、原因者が判明した際に迅速な請求ができない。</p> <p>これら各市場における適切でない状況は、管理部が適切な処理手続を定めていないことによるものである。</p>	<p>各市場の状況を踏まえた上で、平成28年10月19日付28中管財第68号により、損壊の原因者が判明している場合及びしていない場合を網羅した処理手続を定めた。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、平成28年10月25日付けで各市場に通知し、適切な処理を行うよう指導徹底した。【2-エ】</p>